OX-1 Oxford 大学 St Hilda's College プログラム（運営：CIE）※寮滞在 航空券込プラン！

A日程：8/15（土）～8/31（月）16日間　※JAL便利用
B日程：8/29（土）～9/13（日）16日間　※SQ便利用

Oxford 大学 St Hilda's College（運営：CIE）
テーマ授業＆プロジェクトワーク

**様々なテーマを英語「で」学ぶCLIL授業、
「オックスフォード大生」がサポートするProject workで
オックスフォードの学びを満喫！**

- 研修地は「オックスフォード大学 St Hilda's College」
  カレッジの美しいキャンパスに学び、学生寮に滞在
- 授業はたっぷり1日5時間（週25時間）
- 午前はさまざまなテーマを英語「で」学ぶCLIL授業
- 午後はチーム単位でプロジェクトワーク、
  各チームに「オックスフォード大生」が参加しサポート！
- 放課後は大学生と共に週2回の課外活動で大学町を満喫
- 日本の大学生が対象のプログラム ※英語は初級プラス（A2）以上対象

壮麗なカレッジの建物群。まるで街全体が図書館のよう。
英国の知性が息づく、オックスフォードで学ぼう！

不思議の町 オックスフォードへようこそ！

ロンドンから列車でわずか1時間弱。なだらかな丘陵地帯に、英語圏最古の大学町オックスフォードがあります。ちょうど日本の京都がそのまま大学町になったような、長い歴史と学問の中心地としてのエネルギーを秘めた、とても魅力的な町です。
人口は約16万人。オックスフォードシャーの州都でもあり、大学が興る前は交易都市として栄えていました。大学の創立時期は明らかでなく、11世紀頃から学生と教授が集まり始め、徐々に形成されてきたとされています。13世紀、僧院を基盤とした大学の勃興に脅威を感じた市民と大学側（Town & Gown）の対立が流血の抗争にまで発展。この対立を逃れた学者たちがこの地を出て、ケンブリッジ大学を作りました。自然科学に強いケンブリッジ大学に対して、オックスフォード大学は人文・社会科学の分野で優れた実績を持ち、歴代の英国首相、ノーベル賞受賞者を多く輩出しています。

オックスフォード大学は
43のカレッジから成る集合体

オックスフォード大学という名称は、800年の間に設立された43のカレッジ（正確には36のカレッジと4つのホールと呼ばれるキリスト教系のカレッジ、3つのSocietyと呼ばれる組織）の総称として使われています。ですから市内を探してもオックスフォード大学という名のキャンパスはありません。43のカレッジは市内にそれぞれのキャンパスを持ち、独自の校舎や図書館、寮、ダイニングホール、教会などを揃えています。オックスフォード大学全体での学生数は約2万7千人です。

研修場所・宿泊は Oxford 大学のキャンパス St Hilda's College, Oxford

研修が行われるのは、オックスフォード大学のカレッジのひとつ St Hilda's College です。1893 年に女子大として設立。2008 年にオックスフォード大学のカレッジとしては最後に共学となり、現在では学部・大学院ともにほぼ男女同数の学生が学んでいます。

市の中心部から徒歩 15 分ほど、High Street の東の端に位置し、Magdalen Bridge を渡ったチャーウェル河畔の静かな環境に位置しています。
日本の女子教育の先駆者 津田梅子は 1899 年に創立間もない St Hilda's College で数か月の留学生活を送っています。

このプログラムは市の中心部にある College of Internationao Education（CIE Oxford）校が運営します。CIE は英国政府機関 British Council および BAC - British Accreditation Council の認可を持つ教育機関で、設立は 1974 年。以来、英語教育の他、オックスフォードが有する教育的価値を取り入れた様々な研修を 50 年間提供し続けています。常駐の日本人スタッフが日本から来る学生のサポートを行っています。

St Hilda's College は
こんなキャンパス ↓

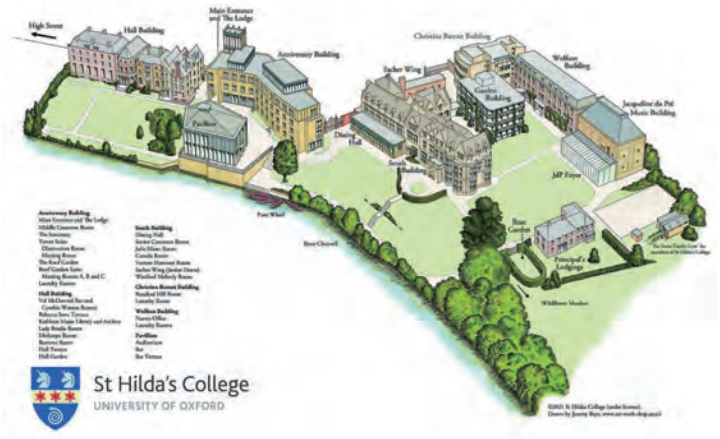

Liberal Arts Study in Oxford

英語「で」学ぶテーマ授業
授業はたっぷり **1 日 5 時間**。午前中はテーマを通して学ぶ！

Oxford 大生と一緒に プロジェクトワーク

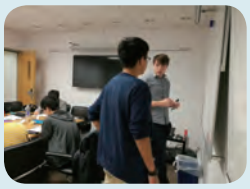

	月	火	水	木	金	土日
9:00 - 10:00	英語レッスン（1）		Theme Lesson			週末はフリー ※希望者は、日帰り旅行へ
10:05 - 11:05	英語レッスン（2）		Theme Lesson			
11:15 - 12:15	英語レッスン（3）		Debate & Discussion			
12:15 - 13:30	昼食：カレッジのダイニングホールで昼食				※費用に含まれます	
13:30 - 15:45	英語レッスン（4）（5）Project Work チーム単位でのプロジェクトワーク				最終日は プレゼンテーション	
15:45 -	週 2 回はアクティビティが行われます					

週末はフリータイム
ロンドンや近郊の見どころなど、歴史や文化を訪ね、小さな旅にでかけよう！

オックスフォード大学の カレッジ寮 (個室) に滞在
毎日の朝食・平日の昼食付き！

午後のアクティビティも Oxford 大学生と一緒に
授業後のアクティビティは Oxford 大学生と一緒に。地元情報も聞いてみよう！

OX-1 Oxford 大学 St Hilda's College プログラム (運営：CIE) ※寮滞在 航空券込プラン！

午前 AM　さまざまなテーマを英語「で」学ぶ CLIL 授業（1 日 3 時間）
英語で考え、英語で意見を述べ、新しい視点を持つ体験

午前中のテーマ授業は CLIL (Contents and Lanuage Intergrated Learning) 方式で行います。オックスフォードならではのテーマや、イギリスの文化や歴史に関連した学びを行います。英語を学ぶのではなく、英語「で」様々なテーマを、興味深く掘り下げます。授業中、先生はいろいろな視点で学生に質問を投げかけたり、日本と比較しての説明を求めたりします。扱うテーマは一見難しそうですが、分かりやすい英語で解説しますので、英語力が不安な方でも楽しく取り組める授業です。1 クラスは 12 名以下の編成。授業を通して、英語のリスニング力、語彙力、読解力、発言力を培い、幅広いテーマに取り組むことにより、イギリスの歴史、宗教、社会、哲学を学びながら、さまざまな事象への新しい視点を養います。

《テーマ例》
- オックスフォード大学　＊美術と建築
- イギリス史における宗教
- オックスフォードの英文学
- 多文化社会について
- 男女の平等について
- ビジネスについて（モチベーション、リーダーシップ）
- SDG's etc...

人気のテーマ授業から！

Liberal Art Study in Oxford
“Art and Architecture”

僅か一平方マイルの小さな空間に、様々な年代の、いろいろな建築様式の建造物を見ることができるオックスフォード。中心となる 13 世紀ゴシック建築と 18 世紀ネオクラシカル建築について、その特徴や時代背景を解説します。また、建物の様式がその時代の社会の変化や宗教に深く関わっていることも事例をあげながら学んでゆきます。一方的なレクチャーではなく、建物の特徴について発見できることや、感想も求められます。

※ Architecture のテーマ授業についての解説動画　↓

“オックスフォードでの建築に関する授業は非常に興味深いものでした。講義では、歴史的な建築から現代の建築まで幅広く学ぶことができ、特に建築の背後にある背景や文化について学ぶことができたことは、非常に示唆に富んでいました。また、授業で扱った内容を街に出て実際に見ることができたことは感動的でした。実際の環境で見ることができたことは、授業の理解を深めるとともに、現実世界との架け橋を与えてくれました。（2024 年春参加）

午後 PM　Oxford 大生と一緒に取り組むプロジェクトワーク（1 日 2 時間）
最終日には、チーム毎に英語でプレゼンテーション！

午後は 4 ～ 6 名の小グループに分かれてプロジェクトワーク。準備された複数のテーマから希望をとりチーム分けを行い、チームメンバーで協力しながら取り組みます。街頭でインタビューを試みたり、アンケートをとったり、リサーチしたり、最終日にはテーマを分かりやすくまとめ、チーム毎に英語でプレゼンテーションを行います。このプロジェクトには各チームに現役のオックスフォード大生が参加し、最終日のプレゼンまで、皆さんのプロジェクトと発表をサポートします。最終日のプレゼンテーションでは、研修の成果をまとめ、先生方や一緒に学んだ仲間を前に英語で発表します。

Oxford 大生からのメッセージ動画　→

Nora さん
Jesus college 所属
2023 年夏参加

プロジェクトワークの感想は？（参加者の声）

テーマの答えが、かなり個人差の生まれやすいものだったので、グループでまとめるのが難しかったのですが、話し合いを重ねて素敵な発表にすることができました。また、自分の考えをメンバーに英語で伝えてみたり、試しに通して発表してみたり、いろいろ挑戦することもできました。個人的には、ほとんど原稿を暗記して、前を見て堂々と、魅力的な発表にできたのが満足でした。少し言いたかったことを伝えきれなかったのが悔やまれましたが、次の発表に向けた改善策として活かしたいと思います。（2025 年夏参加）

プロジェクトワークを通じて、英語力が向上すると同時に、オックスフォード大学の学生やチームメイトとの関係が深まりました。プレゼンの準備ではオックスフォードの学生が優しくサポートしてくれ、チームメイトとの協力や交流を通じて成長を感じることが出来ました。（2024 年参加）

全体の構成やスライドの作り方をアドバイスしてくださり、まとまりのあるプレゼンテーションになったと思います。実際にオックスフォード学生の考え方に触れることができてとても有意義でした（2024 年参加）

わからないことは何でも質問できるような環境にしてくれた。前半は全体でプレゼンに必要な情報探しや資料の音読を行い、後半はペアに分かれ、プレゼンの原稿や資料を作成や音読後、添削してもらいながらプレゼンテーションについて学ぶだけでなく、より自然な英語表現を知ることができた。楽しみながらリラックスしてグループワークに取り組むことができた。（2023 年夏参加）

オックスフォード大学生が、新しい考え方や疑問点を繰り返し質問してくれた。答えを教えるのではなく、ヒントを与えてくれたおかげで、自分で情報を精査し、まとめていくカを身につけることができたと思う。（2023 年夏参加）

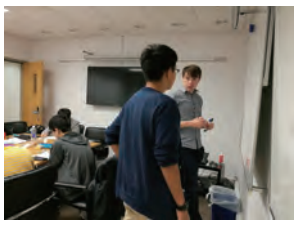

放課後　放課後の週 2 回は Oxford 大生と課外活動 オックスフォードを満喫しよう！

1 日 5 時間の授業後はフリータイム。週 2 回は放課後に課外活動が組まれています。他のカレッジを見学したり、博物館を訪ねたり、オックスフォード大生と一緒に、市内の見どころを楽しみます。

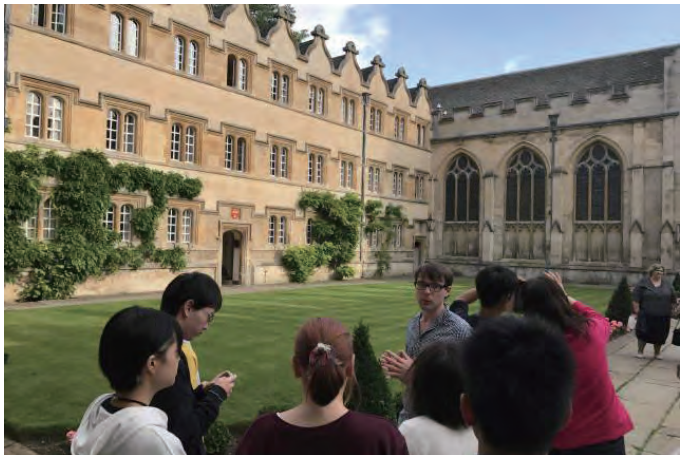

寮滞在　Oxford の学生生活を体験する寮滞在！ 一人部屋で、毎日の朝食＆平日の昼食付

オックスフォード大学は、1 学年が 3 学期に分かれ、各学期は 8 週間で構成されています。学生のハードな勉強を支えるため、カレッジは快適な生活環境を提供しています。現地学生と同じ場所に身をおいて、オックスフォード大学の学生生活を体験してみましょう！

Oxford 大学の学生生活を体験しよう！

宿泊は一人部屋

ランドリーの設備

■ 日程・旅行代金（2026 年度・夏季）

OX-1　Oxford 大学 St Hilda's College（運営：CIE）

出発日 → 帰国日	期間	旅行代金
Ⓐ日程：*8/15*（土）➡ *8/31*（月）	*17* 日間	*798,000* 円
Ⓑ日程：*8/29*（土）➡ *9/13*（日）	*16* 日間	*778,000* 円 燃油込み

日次	Ⓐ 日程（日本航空利用）	Ⓑ 日程（シンガポール航空利用）
1	夜：羽田空港に集合。 ≪機中泊≫	夜：羽田空港に集合。東京（羽田）発。空路、途中シンガポール乗換、ロンドンへ。 ≪機中泊≫
2	深夜：東京（羽田）発。空路、直行便にてロンドンへ。 朝：ロンドンヒースロー空港到着。 出迎えを受け、送迎車にて滞在先へ。 ≪学生寮泊≫	朝：シンガポール空港で乗換え、空路、ロンドンへ。 午後：ロンドンヒースロー空港到着。 出迎えを受け、送迎車にて滞在先へ。 ≪学生寮泊≫
3 ▼ 14・15	【英語研修】 ■授業は月～金曜日、週 25 時間授業 午前：テーマレッスン（1 日 3 時間、 午後：プロジェクトワーク（1 日 2 時間） ※ 1 クラス最大 12 名、 午後は 4 ～ 6 名の小グループ 午後はオックスフォード大生のサポートの下、小グループ（4 ～ 6 名）にてプロジェクトワークを行います。プロジェクトワークのテーマは、出発前に決定します。最終日には、プロジェクトをまとめ、グループごとに英語でプレゼンテーションを行います。 ■到着日、または月曜日の夜にウェルカムディナーを予定しています。 ■授業後の週 2 回はアクティビティ。カレッジ見学、パンティングなど、オックスフォード大生と一緒に大学町の魅力や交流を楽しみます。 ■フリータイムには、カレッジや博物館巡り、ショッピングなど大学町オックスフォードを探検してみましょう。 ■土・日曜日は終日フリー。ロンドンや近郊の都市は、長距離バスや電車を利用しての日帰り旅行が可能です。イギリスの見どころを各自でお楽しみください。 ≪学生寮泊≫	
15・16	早朝：送迎車でロンドンヒースロー空港へ。各自でチェックイン手続き。 午前：ロンドン発、空路、直行便にて東京へ。 ≪機中泊≫	朝：送迎車でロンドンヒースロー空港へ。各自でチェックイン手続き。 午前：ロンドン発、空路、途中シンガポール乗換え、東京へ。 ≪機中泊≫
16・17	朝：東京（羽田）着	夕刻：東京（成田）着

■ **最小催行人数：** 10 名　※募集対象は日本の大学生。
■ **添乗員：** なし。現地スタッフがお世話します。
■ **英語レベルの目安：** TOEIC 550 点／英検 2 級～
■ **利用予定航空会社：** Ⓐ日程：日本航空、Ⓑ日程：シンガポール航空

【 旅行代金に含まれるもの 】
●旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃 ●ロンドンヒースロー空港～滞在先間の往復送迎費 ●旅行日程に明示した授業料 ●教材費 ●寮滞在費（1 人部屋・毎日の朝食＆平日の昼食付）●ウェルカムディナー 1 回 ●週 2 回の課外活動費 ● 24 時間日本語ホットライン登録料

【 旅行代金に含まれないもの 】
※上記以外の全ての費用。その一部を例示します。
●羽田空港施設使用料 (2,950 円）●国際観光旅客税 (3,000 円）●現地空港諸税 30,800 円
●燃油サーチャージ＆航空保険料：Ⓐ**日程：**59,100 円 (3 月現在の目安)、Ⓑ**日程：**0 円 (なし)
※上記は研修代金と一緒にお支払い下さい。●超過手荷物料金 ●渡航諸手続費用 (パスポートの申請など) ●オプショナルツアー参加費用 ●平日の夕食、土日の昼夕食代 ●イギリス電子渡航認証 ETA 申請料 £ 16 ●海外旅行保険費用※ ●現地での個人的諸費用
※明治大学が案内する海外旅行保険へ加入が必須となります。

この街で、こんな体験！（オプション）

Oxford 大学図書館 1602 年設立
Bodleian Library 内部を見学
1300 万点を越える作品を収蔵するオックスフォード大学図書館。閉館後の特別ツアーで、多くの希少本が保管されている図書館の内部を、ゆっくり見学するガイドツアー。
■実施日：各コースの平日の夕方に 1 回ずつ実施予定　■参加費用：4,000 円　■定員：各回 14 名

Harry Potter Tour
週末は WB ハリーポッタースタジオへ！
■実施日：8 月 22 日 (土)、9 月 5 日（土）
■参加費用：23,800 円 ※往復バス、入場券料込み

ロンドン郊外のワーナーブラザーズスタジオを見学する日帰りツアー。映画「ハリーポッター」の全 8 作が撮影された Leavesden Studio で映画に使用されたセットや実際に撮影に使われた大道具や小道具を見学できるワクワクのツアー。限定オリジナルグッズを購入することも♪　さあ、魔法の世界へ出かけよう！

出発までのStep

01 プログラムの質問

プログラムの内容をもっと知りたい！そんな時はUTSまでご連絡ください。オンライン(ZOOM)、ご来社、お電話、E-mailなど、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。

プログラムの質問はこちらから

ＵＴＳ国際教育センター
㈱ユーティエス
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会 長井記念館ビル１階
渋谷駅ヒカリエ方面出口から徒歩約 10 分
営業時間：月～金曜日 9～17 時 ※祝日休
TEL 03-6418-0711 ✉ uts-group@uts-japan.co.jp

02 申込み手続き

明治大学のキャンパスサポートのホームページより、申込登録フォームの送信を行ってください。フォーム受信後に正式な申込み手続きについてご案内いたします。
正式お申込みには、所定の申込フォームのご提出、申込金 50,000 円（旅行代金の一部に充当）のお支払いの手続き等を大学のキャンパスサポートにて行っていただきます。

プログラムの受入れ確定後、必要書類、出発までの準備に関する書類について、郵送でご案内をします。

03 渡航準備、出発

■渡航準備のご案内をお送りします
- パスポート取得
- 電子渡航認証 (ETA) 取得 ※日本国籍 ※国籍によりビザの取得が必要になることもあります。お申込み時にご案内します。
- 海外旅行保険の加入 ※大学指定の保険に加入が必要です。
- 現地通貨、海外対応の携帯 SIM の準備

■旅行代金の支払い
大学のキャンパスサポートにてお支払いいただきます。

■オリエンテーション
出発前のオリエンテーションを対面または ZOOM で行います。

■出発
指定の空港カウンターに集合し、出発。

旅行条件 申し込む前にお読み下さい

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第 12 条の４・５に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【1】当社パンフレットについて
当社のパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取り引き条件の説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約
1.この旅行は、株式会社ユーティエス（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
2. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結
1. 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
2. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【4】お申し込み条件
1. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。
2. 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする場合はお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
3. お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
4. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
5. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

【5】確定書面
1. 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までにお渡しいたします。
2. 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き
旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの
1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃
2. 旅行日程に含まれる送迎車等の料金（空港、駅と宿泊場所）。
3. 旅行日程に明示した観光の料金。
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
5. 旅行日程に明示した食事料金。
6. 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で23Kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。
7. 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。

＊上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの
第 8 項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
1. 超過手荷物料金。
2. クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。
3. 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金）。
4. 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
5. 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
6. 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。
7. コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。
8. 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更
当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。
1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
2. 当社は、前 1 の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
3. 当社は第 10 項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し
1、旅行出発前の解除
【1】お客様の解除権
アお客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表1〉

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

注：「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日間、4 月 27 日から 5 月 6 日まで、及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

イお客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が（別表 2）の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限ります。
b. 第 11 項 1 の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d. 当社が旅行者に対し、第 5 項 1 の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

旅行条件

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第 12 条の４・５に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

ウ本項「1の【1】のア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「1の【1】のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
a. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d. お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。
e. スキー／スノボーのように、旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、本項「1の【1】のア」に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

ウ当社は、本項「1の【2】のア」に揚げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（別表 1 に規定するピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

2、旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払い戻しいたします。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ本項「2の【2】のア」に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ本項「2の【2】のア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

エ本項「2の【2】のア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合」又は「前 12 項の規定により旅行契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

【16】当社の責任

1. 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項 1 の責任を負いません。
   ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
   イ運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更または旅行の中止。
   ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
   エ自由行動中の事故。　オ食中毒　カ盗難
   キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮
3. 手荷物について生じた本項 1 の損害については、本項 1 の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高 15 万円までといたします。

【17】特別補償

1. 当社は、第 16 項 1 の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金又は見舞金を支払います。
2. 本項 1 にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
3. お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1 の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありません。
4. 本項 1 に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と 異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅 行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガ イド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出 なければなりません。

【19】旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の（1）（2）（3）で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項 1 の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

（1）次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補 償金を支払いません。
ア旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変
イ戦乱　ウ暴動　エ官公署の命令
オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第 12 項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は変更補償金を支払いません。

（3）次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

〈別表2〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
（1）契約書面に記載した旅行出発日、または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
（2）契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
（3）契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
（4）契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
（5）契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
（6）契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
（7）契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
（8）契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
（9）前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合を言い、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合を言います。
注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4：第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5：第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

【20】その他

1. お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
2. お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
4. 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミークラスを使用します。
5. 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者：永原 聡】

個人情報について

当社は旅行申込みの際に提出されたお申込書に記載された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様との間の連絡に利用させていただく他、申し込みいただいた旅行における運送・宿泊・現地受入機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

◆旅行企画・実施：

ＵＴＳ国際教育センター　㈱ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号　JATA正会員

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会 長井記念館ビル 1 階

営業時間：月～金曜日 9～17 時 ※祝日休

TEL 03-6418-0711　✉ uts-group@uts-japan.co.jp